

広島県工事費内訳書取扱要領

平成 26 年 6 月 1 日 制 定

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、広島県が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）の適正な積算を促進するため、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において「工事」とは、建設業法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 号）第 7 条の 2 の調査基準価格をいう。

3 対象工事

県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事

4 工事費内訳書の提出

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるものとする。
- (2) 広島県電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日制定）に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるものとする。ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、書面により提出させるものとする。
- (3) 上記により難しい場合は、別に定める。

5 入札参加者への周知

発注者は、工事費内訳書の提出等について、入札公告又は入札条件に記載すること等により周知するものとする。

6 工事費内訳書の様式及び記入内容

提出を求める工事費内訳書は、(1)～(4)で求める様式 1～3（特殊設備工事を除く営繕工事（以下「営繕工事」という。）の場合は、様式 1～3 を様式営 1～営 3 に読み替えて適用する。）によるものとする。

様式	様式内容
様式 1	工事費内訳書（表紙）
様式 2	「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」
様式 3	労務賃金調書

工事費内訳書の記入内容は次のとおりとする。なお、いずれの場合においても様式 1 に入札者の住所・商号又は名称，工事名，工事場所を記入し，押印すること。（押印は，電子入札システムにより提出する場合を除く。）各様式の記入方法は，別記「記入上の留意事項」に基づき記入すること。

- (1) 予定価格 1,000 万円未満（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事の場合
様式 1 及び様式 2（下請負人及び見積額に関する部分を除く）
- (2) 予定価格 1,000 万円以上 1 億円（営繕工事の場合は 1. 5 億円）未満（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事の場合
 - ア 調査基準価格以上の価格で入札する場合
様式 1 及び様式 2（下請負人及び見積額に関する部分を除く）
 - イ 調査基準価格を下回る価格で入札する場合
様式 1，様式 2 及び様式 3
- (3) 予定価格 1 億円（営繕工事の場合は 1. 5 億円）以上 5 億円未満（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事の場合
 - ア 調査基準価格以上の価格で入札する場合
様式 1 及び様式 2
 - イ 調査基準価格を下回る価格で入札する場合
様式 1，様式 2 及び様式 3
- (4) 予定価格 5 億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で予定価格を事後公表とする工事の場合
様式 1，様式 2 及び様式 3

7 工事費内訳書の審査方法

審査は，開札後，落札候補者が提出した工事費内訳書により行うものとし，追加資料の提出は認めない。ただし，発注者は必要と認めた場合には，入札者に説明を求めることができる。

- (1) 次に該当する者は，失格とし，落札者としめないものとする。
 - ア 6 で記入を求める様式が開札時に提出されていない場合
 - イ 様式 1 に入札者の住所・商号又は名称が記入されていない場合，入札者の押印がない場合（押印は，電子入札システムにより提出する場合を除く。）
 - ウ 様式 1 に当該工事の工事名・工事場所が記入されていない場合（工事名・工事場所に誤りがある場合を含む。）
 - エ 様式 2（下請負人及び見積額に関する部分を除く）の合計金額と入札金額が異なる場合
 - オ 様式 2 に記入すべき項目の記入がない場合。（工事名，工事場所，商号又は名称，建設業許可番号，配置予定技術者相当職の年収，及び所要工期の記入がない場合，

工事名，工事場所に誤りがある場合も含む。）

カ 6で「下請負人及び見積額」の記入を求める場合で，下請を予定しているが，下請負人からの見積書の添付がない場合，又は見積書に記入した工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

キ 様式2に設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」，「単位」，「数量」が漏れなく記入されていない場合

※ 営繕工事の場合は，参考数量書に記載されている中科目までの項目，単位及び数量

※ 警察本部及び教育委員会発注工事の場合は工事設計書等に記載する内訳全て

ク 5(4) 予定価格5億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）で予定価格を事後公表する工事において，様式3の元請負人等について記入がない場合

(2) なお，調査基準価格を下回る入札金額の場合は，低価格入札調査において次の事項を確認する。

ア 様式1の該当項目に回答があること及びその回答により建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条に定める低価格入札者と契約する場合の措置の履行ができること

イ 下請負人及び見積金額が見積書に基づき適正に計上されていること

ウ 数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量（参考数量）を満足していること

エ 様式3が提出され，元請負人等について記入されていること。

8 提出された工事費内訳書の取扱い

(1) 提出された工事費内訳書の引換え，変更又は撤回（取消）は認めない。

(2) 提出された工事費内訳書は，返却せず他の入札関係書類と併せて保管する。

(3) 提出された工事費内訳書は，必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(4) 提出された工事費内訳書は，広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となる。

9 大規模工事における完成後調査

予定価格5億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事で予定価格を事後公表する工事においては，「低入札価格調査対象工事に係る工事完成後調査施行要領（平成26年6月1日施行）」に定める完成後調査を実施する。

附 則

1 この要領は，平成26年6月1日以降に公告又は指名する工事から適用する。

2 平成27年4月1日改正については，平成27年4月1日以降に公告又は指名する建設工事に適用する。

別記

記入上の留意事項

1 記入上の留意事項

(1) 様式1 工事費内訳書(表紙)

- ア 入札者の住所・商号又は名称, 工事名, 工事場所を記入すること。
- イ 低入札価格調査制度対象工事の場合で, 調査基準価格未満で入札される場合は, 1 から 3 について回答を記入すること。
- ウ 低入札価格調査制度対象工事において重点調査の対象となる場合は, 4 から 6 に回答を記入すること。
- エ 予定価格を契約締結後に公表する案件においては, 1 から 6 の全てについて回答を記入すること

(2) 様式2 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

(工事費の内訳)

- ア 工事数量総括表に記入されている, 費目・工種明細など, 単位及び数量(営繕工事の場合は, 参考数量書に記載されている中科目までの項目, 単位及び数量)を漏れなく記入したうえで, 見積額を記入すること。
- イ 工事価格は, 入札価格と同額であること。(工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては, 工事価格の合計と入札価格が同額であること)
- ウ 工事名, 工事場所, 入札者の商号又は名称, 建設業許可番号, 配置予定技術者の概算年収及び所要工期(日数)を記入すること。
- エ 諸経費等については, 適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。工事数量総括表で本工事費, 付帯工事費, 補償工事費等, 費目が複数設定されている場合は, それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで何箇所か工事箇所がある場合もそれぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

(下請負人及び見積額)

- ア 工事費の内訳に記入された全ての項目について, 入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。
- イ 全ての一次下請予定者の, 商号又は名称, 建設業許可番号, 配置予定技術者の概算年収及び所要工期(日数)を記入すること。
- ウ 一次下請予定者から見積を徴取する際は, 下請け予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに, 提出された見積書の内容を反映して記入すること。(全ての一次下請予定者の見積書の写しを添付すること。)
- エ 建設工事に該当しない警備の委託(業務)等については, 元請負人又は一次下請負予定者に含めて記入すること。

(3) 様式3 労務賃金調書

- ア 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。
- イ 職種欄に該当職種がない場合は, 行を追加して記入すること。

2 提出方法等

- (1) 入札条件又は公告等に定める方法による。
- (2) 様式は「広島県の調達情報」に掲載し、欄に不足がある場合は適宜追加して作成するものとする。
- (3) 紙による提出の場合は、表紙に押印すること。
- (4) 紙によらない場合は、次のファイル形式とする。

Microsoft Excel 2003 以上, Microsoft Word 2003 以上又は Adobe Reader9 以上